

剣淵町バルクリースによる低炭素設備導入支援事業仕様書

1. 事業名

剣淵町バルクリースによる低炭素設備導入支援事業

2. 事業の概要

(1) 対象施設

施設名称	施設概要		所在地	対象設備区分
	竣工(年)	延床面積 (㎡)		
役場庁舎	1980	4,265.43	仲町 37 番 1 号	照明・ボイラー
健康福祉総合センター	1997	4,294.92	仲町 28 番 1 号	照明・ボイラー
剣淵小学校	1973・1974	4,195.00	西町 23 番 1 号	照明
剣淵中学校	1977・1978	4,636.00	西町 20 番 1 号	照明
剣淵高等学校	1988	2,659.01	仲町 22 番 1 号	照明
絵本の館	2003	1,798.11	仲町 15 番 3 号	照明
レークサイド桜岡	1993・1994	3,772.04	東町 5141 番地	照明
道の駅	2005	825.15	東町 2420 番地	照明
学童保育所	2010	299.26	西町 23 番 2 号	照明
剣淵町保育所	1992・2011	972.86	西町 4 番 1 号	照明
農業振興センター	1991	486.00	仲町 3 番 8 号	照明
地場産品加工研究センター	1983・1990	198.44	仲町 19 番 1 号	照明
農産物加工研究施設	1997	412.83	仲町 19 番 1 号	照明

(2) 事業の概要

事業者は本書に従い、以下の業務を行うこと。

- ① 機器及び設置に必要な付属品一式の賃貸借
- ② 機器及び設置に必要な付属品一式の取替工事（廃棄物の処分含む。）
- ③ 電力会社への電気使用契約容量変更申請業務
- ④ 機器の管理データ作成
- ⑤ 機器の維持管理
- ⑥ 環境省または環境省が委託する執行団体への「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（以下「導入補助金」という。）の申請等補助金関連業務

(3) 導入設備

LED照明等の灯具、空調機器及び設置に必要な付属品一式であり、国内メーカーの製品及び省エネ効率が高い製品であること。

(4) 事業対象設備

対象とする設備については、「剣淵町バルクリースによる低炭素設備導入調査事業」の調査成果に基づいた設備、数量の導入を行うものとする。

(5) 契約方法

灯具、空調取替工事及び維持管理を含めた包括的リース契約とする。

(6) リース料

本事業に係る全ての経費から導入補助金を控除した額を、財産処分制限期間（15年間）中のリース料として継続的に支払うこととする（10年リース+再リース5年分）。

リース料は、リース開始日の翌月（平成31年3月末日予定）から毎月支払うものとする。

リース料の支払いは、原則月払いとし、1か月の期間終了後、事業者からの請求により30日以内に支払うこととする。

3. 業務期間（予定）

調査・工事期間：契約締結後から平成31年1月31日まで

リース期間：平成31年2月1日から平成41年1月31日まで
（10年リース+再リース5年）

*調査・工事の進捗に応じてリース開始時期を変更する。

4. 事業者の責務

- (1) 事業者は、本事業の履行にあたり、業務の目的・趣旨等を十分に理解したうえで、本仕様書及び提案書に基づき事業を実施するとともに、関係法令、基準、規定等を遵守し、業務を遂行しなければならない。
- (2) 本仕様書は、本事業に必要な基礎的事項のみを示したものであり、これらに記載されていない事項であっても、必要な認められるものについては、事業者が責任をもって充足しなければならない。
- (3) 本事業の実施にあたり、本町と詳細な協議を行い承認を受けた後、事業を遂行しなければならない。
- (4) 事業者は、本事業及び本仕様書について不明な点、又は疑義を生じた場合は、本町と協議のうえ決定するものとする。
- (5) 事業者の責により本仕様書及び提案書を満たす工事が行われない場合、本町は事業者に対し、再度実施を求めるとともに、契約金額の減額や損害賠償の請求等を行う。

5. 計画書

事業者は、施工及び維持管理業務の着手前までに、それぞれの業務について計画書を作成し、本町へ提出するものとする。

計画書には次の事項を記載すること。

- (1) 検討事項内容
- (2) 事業遂行方針
- (3) 事業工程表
- (4) 事業実施体制、組織図及び緊急連絡先
- (5) 事業責任者、担当者一覧表及び経歴書
- (6) 事業フローチャート
- (7) 本町との打合せ計画
- (8) その他、本町が必要とする書類

6. 設置工事

- (1) 計画及び施工・施工管理については、近隣住民や施設利用者に十分配慮し、作業の安全を十分に確保すること。
- (2) 工事中に発生した事故については、事業者の責任において適切に処理すること。
- (3) 各施設管理者へ工事に関する手続きを行うこと。
- (4) 電力契約の変更手続き等を行うこと。
- (5) 導入設備には管理番号を表記したシールを貼付すること。
- (6) 停電、通信設備等を停止する必要がある場合には、必要に応じて事業者にて仮設を設置する等、各施設の利用の妨げとならない配慮すること。
- (7) 工事期間を最小限に抑え、各施設管理者及び利用者の支障とならないように努めること。
- (8) 事業者は、業務の一部を再委託する場合は、本町に届け出ることとし、本町の承諾を得たうえで、これを認めることとする。
- (9) 本事業に係る設備の導入にあたっては本町内に本社及び事務所を有する設備業者が工事を実施すること。

7. 維持管理

- (1) 維持管理業者は、本事業の参加者かつ地元業者とする。維持管理に関する委託は、本町と地元業者で直接取り交わすものとする。
- (2) 本町または施設管理者から修繕依頼を受けた場合は、直ちに状況を確認し、その結果修繕が必要な場合は、速やかに実施すること。

8. 動産総合保険

事業者は、リース期間中（10年間）動産総合保険を付することとする。

* 5年間の再リース期間は動産総合保険適用外とする。

LED照明は対象外とする。

9. 責任分担

本事業における負担は、以下のリスク分担表によるものとする。尚、分担表に該当しない事項が発生した場合には、別途協議を行うものとする。

	リスクの種類	リスクの内容	負担		
			本町	事業者	
共通	実施要領の誤り	実施要領の記載事項に重大な誤り	○		
	事業提案の誤り	事業の提案が達成できない場合		○	
	第三者賠償	調査・工事による騒音・振動による場合		○	
	安全性の確保	工事・維持管理における安全性の確保		○	
	環境の保全	工事・維持管理における環境の確保		○	
	制度の変更	法令・許認可・税制の変更	○	○	
	保険	維持管理期間のリスクを保証する保険		○	
	事業の中止・延長	本町の指示		○	
		周辺住民等の反対による事業の中止・遅延		○	○
		設備導入に必要な許可等の遅延		○	○
事業者の事業放棄、破綻によるもの				○	
計画・設計段階	不可効力	天災などによる設計変更・中止・遅延	○	○	
	物価	急激なインフレ・デフレ(設計費に対し影響があるもの)	○	○	
	設計変更	本町の指示条件・指示の不備によるもの	○		
		事業者の指示・判断によるもの		○	
	資金調達	必要な資金の確保に関すること		○	
工事段階	第三者賠償	工事における第三者への損害賠償義務		○	
	不可抗力	天災などによる設計変更・中止・延期	○	○	
	物価	急激なインフレ・デフレ(工事費に対し影響があるもの)	○	○	
	用地の確保	資材置き場の確保		○	
	設計変更	本町の指示・判断によるもの	○		
		事業者の指示・判断によるもの		○	
	工事遅延・完成	本町の責による工事遅延・未完工による引渡遅延	○		
		事業者の責による工事遅延・未完工による引渡遅延		○	
	工事費増大	本町の指示・承諾による工事費の増大	○		
		事業者の指示、判断によるもの		○	

	性能	要求仕様不適合		○
	一般的改善	引渡前に工事目的物などに関して生じた損害		○
		引渡前に工事に起因し施設に生じた損害		○
支払	金利	市場金利の変更		○
維持管理	設計変更	本町の責による事業内容の変更	○	
		事業者が必要と考える計画変更		○
管理	立入許可	必要な施設への立入り許可が下りない場合の事業未遂行	○	
関係	維持管理費の上昇	設計変更以外の要因による維持管理費の増大		○
	本設備の損傷	本町の故意・過失又は施設に起因する本設備の損傷	○	
		事業者の故意・過失による本設備の損傷		○
施設損傷	施設損傷	事業者の故意・過失又は本設備に起因する施設・設備の損傷		○
		天災などによる施設・設備の損傷	○	○
	瑕疵担保	本設備に関する隠れた瑕疵の担保責任		○
	不可抗力	天災などによる本設備の損傷	○	○
	本設備の不良	本設備が所定の性能に達しない場合		○

製品寿命による製品不稼働による入替・・・本町負担

上記による入替前物件の保管・廃棄費用・・・本町負担

10. 秘密の保持及び個人情報の保護等

この業務期間中に入手した全ての情報は正しく管理し、漏洩及び不正使用が行われないよう必要な措置を講ずること。特に個人情報の取り扱いについては、本町個人情報保護条例を遵守すること。

11. 所有権の無償譲渡

財産処分制限期間（15年間）が到来した後、本設備の所有権を本町に無償譲渡すること。

12. 成果品

(1) 本事業による成果品は、「2 . 事業の概要」に定める事項について、次の各号に定めるものを、設置工事完了報告書としてとりまとめ納品するものとする。

提出方法は、A4版ファイルにとじ込んだ物及び電子媒体（CD-R等）にて各3部提出すること。

- ① 設置工事完了報告書（機器配置図、姿図を含む）
 - ② 工事写真（施工前、施工後）
 - ③ 本町との協議の記録
 - ④ 環境省または環境省が委託した執行団体へ提出した書類
 - ※ 設置後、環境省等へ毎年提出する状況報告書等については提出の都度本町へ提出すること。
 - ⑤ その他、本町との協議において必要とされたもの
- (2) 提出期限：業務終了後14日以内

13. その他

- (1) 事業者は、本仕様書に疑義が生じたときや本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、本町担当者と速やかに協議しその指示に従うこと。
- (2) 本事業の完了実績報告及び検査後に、本事業における補助金が減額または変動した場合あるいは補助金の返還があった場合の差額分は、本町、事業者間で協議し起因者が負担することとする。